

(写)

「ぐんま緑の県民税」及び「ぐんま緑の県民基金事業」
の継続に関する要望

平成26年度に創設された「ぐんま緑の県民税」による「ぐんま緑の県民基金事業」により、水源地域等の条件不利地の森林整備のみならず、水源涵養、災害防止、地球温暖化対策など森林の持つ公益的機能の維持向上が図られています。

また、住宅地周辺においては、荒廃した平地林や竹林の整備により通勤・通学路の安全確保、自然災害による電気・通信施設への被害軽減、有害鳥獣の出没回避等にも大きく寄与するとともに、景観の美化にも奏功しています。

そして、令和元年度に導入された国の「森林環境譲与税」は市町村における森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進その他の森林整備の促進に関する施策の費用に充てられ、「ぐんま緑の県民基金事業」は条件不利地の森林整備、里山・平地林の整備及び森林環境教育等を担う事業として棲み分けられています。

この度、群馬県では、「ぐんま緑の県民税」及び「ぐんま緑の県民基金事業」継続の方針が示されておりますが、今後とも、「ぐんま緑の県民基金」が担う事業は、県民の安全・安心な生活環境を維持向上させるとともに、県民が誇りにしている景観の維持や林業の成長産業化に必要なものですので、第2期終了後の令和6年度以降も「ぐんま緑の県民税」及び「ぐんま緑の県民基金事業」が確実に継続されるよう要望いたします。

令和4年11月24日

群馬県知事 山本 一太 様

群馬県町村議会議長会
会長 仲澤 太郎